

REPORT 2024

THE MIZUSAWA SHINKIN BANK

水沢信用金庫の現況



水沢信用金庫

<http://www.mizusawashinkin.co.jp/>



CONTENTS

- 1 基本理念・経営方針
- 2 ごあいさつ
- 3 水沢信用金庫と地域社会
- 5 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
- 7 事業内容
- 8 店舗一覧
- 9 SDGs トピックス
- 11 各種ご案内
 - 預金商品のご案内
 - 融資商品のご案内
 - サービス業務のご案内
- 15 金庫の事業の運営に関する事項
 - 法令等遵守（コンプライアンス）の取組み
 - 個人情報保護について
 - 顧客保護等管理方針について
 - 利益相反管理方針について
 - 反社会的勢力に対する基本方針について
- 17 金融商品・保険商品のご提案にあたって
- 18 リスク管理体制
- 19 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について
- 21 総代会等に関する事項
- 23 金庫の組織に関する事項
- 24 当金庫の歩み
- 25 資料編
- 46 開示項目一覧



水沢信用金庫 本店外観

基本理念 Basic Philosophy

地域社会の発展
豊かな暮らしづくりを目指して

私たち水沢信用金庫は、地域とともにある金融機関です。地域の発展があってこそ当金庫の発展がありえるとの理念のもと、昭和24年創業以来75年の歴史を歩んでまいりました。

これからも、地域経済の発展と豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、堅実な経営を維持し、皆様から信頼されるパートナーとして、地域とともに歩んでまいります。

経営方針 Management Policy

1. 地域社会に対する貢献

地域金融機関として地域社会の発展、地域住民の繁栄に貢献する。

2. 経営の安定と発展

常に経営規模の拡大と合理化を図り、健全経営の維持と内部蓄積の充実に努める。

3. 魅力ある職場づくり

職員の創意を尊重し、人材の登用と資質の向上を図り、働きがいのある希望に満ちた職場をつくる。

◆ 水沢信用金庫の概要（令和6年3月31日現在）

創 立	昭和24年7月12日
本 店	岩手県奥州市水沢字日高西71番地1
電 話	0197-23-5191（代表）
店 舗 数	11店舗
会 員 数	11,719名
出 資 金	498百万円
役 職 員 数	124名
営 業 地 区	奥州市、胆沢郡金ケ崎町、北上市、一関市、大船渡市、陸前高田市、気仙郡住田町、西磐井郡平泉町
ホームページ	http://www.mizusawashinkin.co.jp/

ごあいさつ



理事長

及川 和男

さわやかな初夏の季節を迎え、会員の皆様並びにお取引先の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る6月14日第75期通常総代会を開催し、令和5年度の決算等についてご審議いただき承認されました。ここに謹んでご報告申し上げます。

さて、令和5年度の我が国の経済活動は、アフターコロナで社会経済活動の正常化が進み、景気は穏やかな回復基調となりましたが、長期化する紛争や円安など、世界の政治経済情勢が資源・穀物価格の上昇要因となり、依然として不確実性が高い状況が続いております。また、従来から急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、地方の需要が伸び悩んでいるほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化しており、引き続き、中小企業経営者は難しい舵取りを強いられております。

また、当地域内の経済におきましても、国内外の政治経済情勢の不確実性の長期化の影響は大きく、従来からの課題である構造的要因も加わり、中小企業の経営環境は大変厳しい状況にあります。

こうした中、当金庫では、令和6年度にスタートさせ

た新たな3か年計画「変革と成長～地域とともに笑顔あふれる未来へ～」に基づき、引き続き、地域が抱える課題解決に寄り添い、お取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努めてまいります。

今後も、相互扶助の経営理念と協同組織としての特性や強みを活かし、地域から確固たる信頼を得られるような活動を積極的に展開し、現下の厳しい経営環境を生き抜くための事業継続・事業再構築・収益力改善などの課題解決の取組みに全力を傾注してまいります。また、事業者支援に加え、人口減少・超高齢化といった地域全体の社会的課題に取組み、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を持った継続的な支援にも努め、金融機関としての原点「地域のために存在し、地域を守る」という確固たる信念の下、金融・非金融の両面で地域経済・社会を支え、今後もお客様とともに歩んでいく所存でございます。より一層のお引き立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

水沢信用金庫と地域社会

地域の皆様とともに

水沢信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

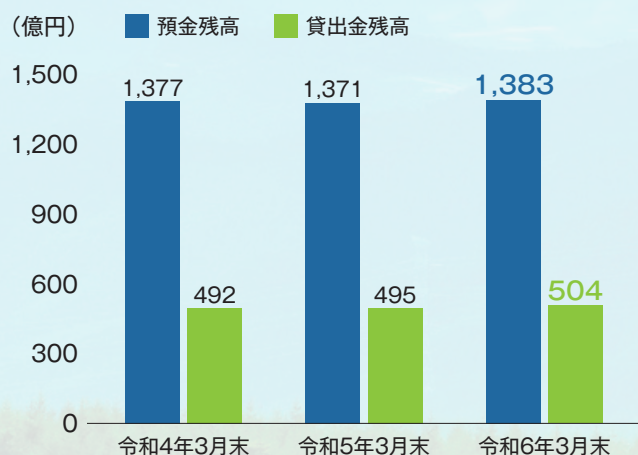
地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

● 預金積金について

当金庫は、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

預金積金残高 **138,357**百万円
(令和6年3月末)



● 出資金について

会員数 **11,719**名
(令和6年3月末)

出資金残高 **498**百万円

● 貸出以外の運用について

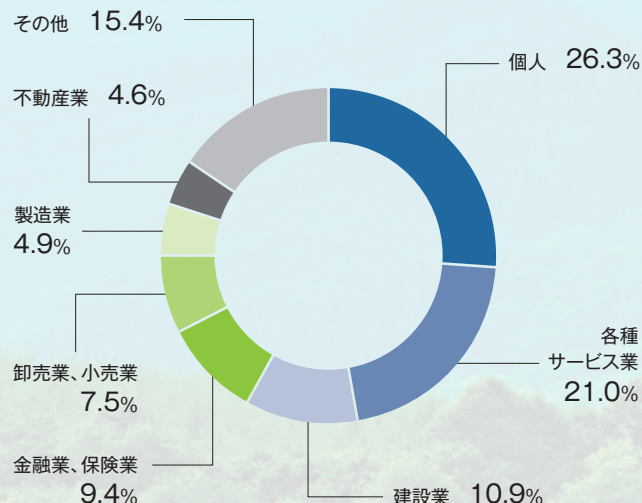
お客様の預金は、ご融資による運用のほか、急な払出しへの備えや収益の補完を目的とし、余剰資金運用を行っております。

● 貸出金について

当金庫は、お客様からお預入れいただいた預金積金につきまして、お客様の様々な資金ニーズにお応えして、地域経済の活性化に資するために円滑な資金供給を行い、お客様や地域社会に還元しております。

貸出金残高 **50,403**百万円
(令和6年3月末)

貸出金業種別内訳



● お取引先へのご支援について

当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせていただいており、中小企業活性化協議会・岩手県事業承継引継ぎ支援センターとの連携や、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、岩手県信用保証協会の専門家派遣事業等の活用及び岩手県よろず支援拠点合同相談会開催により、支援態勢の充実を図っております。



お客様ネットワーク

お客様相互の発展のお手伝いをしております。

【すいしん会】

お取引先経営者の異業種間交流を図る場として、昭和60年9月に発足いたしました。

【青信会】

若手経営者・事業後継者の交流の場として、平成元年7月に発足し、セミナー・スポーツ親睦会等の行事を行っております。

【お客様組織】

営業店ごとに地域のお客様との交流を深める組織をつくり、積極的に活動をしています。

団体名	担当支店
前信会	前沢支店
江信会	江刺支店
信金友の会	金ヶ崎支店
原信会	原中支店
羽田信羽会	羽田支店

団体名	担当支店
なんしん会	南支店
胆信会	胆沢支店
東信会	東支店
姉信会	あねたい支店

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み方針

〔地域密着型金融推進計画〕

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
 2. 地域の面的再生(*)への積極的な参画
 3. 地域やお客様に対する積極的な情報発信
- を柱に具体的取組み策を掲げ推進し、地域金融機関として皆様のお役に立てるよう努めてまいりました。

(*) 地域の面的再生とは、複数の取組みが連携し広がりをもった面として地域全体の活性化、持続的な成長により再生することです。
具体的な取組みとしては、奥州市が策定した「奥州市中心市街地活性化基本計画」の各種事業に対して協力を行いました。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 本部融資部に経営支援の専門部署である企業支援課を設置し、営業店と協働して支援を行う態勢を整備しております。支援対象は常務会が特定した経営支援先を中心に、貸付条件の変更を行った先など多岐にわたります。
2. 支援対象先の状況において高度な支援が必要な場合は、専門家派遣制度を利用し、中小企業診断士、税理士などの助言を受けております。
3. 外部機関との連携については、中小企業活性化協議会等と連携し、抜本的な事業再生に取り組んでおります。また、TKC東北会と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結し、中小企業の財務経営力・資金調達力の強化を支援しているほか、日本政策金融公庫と業務連携の覚書を締結し、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおります。
4. 当金庫は中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関(認定支援機関)として、経営改善支援に留まらず、創業・ものづくり補助金等申請の際は計画段階から関与し、支援しております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組みの状況

令和5年度は以下の取組みを行いました。

1. 創業・新規事業開拓の支援

- ・事業価値を見極める融資手法(不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資)への取組みとして、無担保無保証の当金庫融資商品「ニュービジネスローン」の推進を図りました。
- ・「ニュービジネスローン」や奥州市・岩手県の制度融資を活用し、資金提供を図りました。令和5年度は38件279百万円の実績(内ニュービジネスローンは4件12百万円)となりました。
- ・創業や新たな事業活動への取組みを強化するため、奥州市創業支援事業計画に基づき「創業塾」(主催:奥州市、後援:奥州商工会議所、前沢商工会、当金庫、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、岩手県信用保証協会、日本政策金融公庫一関支店)を開催しました。(受講者32名)
- ・今後も事業計画や資金調達等の相談にお応えするため関係機関と協力し創業支援に取り組んでいきます。

2. 経営改善・事業再生等の支援

- ・経営改善支援先として16先の企業を選定し、経営改善の支援を行いました。
- ・条件変更を行った先の内、重点管理先12先(令和5年度期首時点)を選定し、企業支援課と営業店がアフターフォローに取り組みました。
- ・認定支援機関として1件のものづくり補助金申請支援、3件の事業再構築補助金申請支援を行いました。
- ・中小企業活性化協議会及びコンサルタント会社と連携し、8先の経営改善計画策定支援を行い、8先について計画策定いたしました。
- ・岩手県よろず支援拠点と連携し、出張相談会を開催し、18先49件の相談にワンストップにて対応いたしました。

3. 事業承継・M&Aの支援

- ・事業承継支援は、相続・贈与に関する民法・税法やM&Aに関する会社法等の基本的な知識が不可欠です。令和5年度において、(一社)金融検定協会「事業承継アドバイザー検定試験」に3名が合格しております。過去合格者19名と合わせ、当金庫の資格保有者は22名であり、今後も事業承継支援に対応できる職員の養成を行っていくものです。



4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は205件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は33.55%、保証契約を解除した件数は20件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

5. ビジネスマッチ

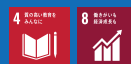
当金庫では、地域の中小企業の販路拡大を図るため、ビジネスマッチに積極的に取り組んでおります。

「ビジネスマッチ東北2023秋」に7社が参加し商談等が活発に行われました。



4. 地域の活性化に関する取組み状況

子供たちによる絵画コンクールについて



令和5年8月、子供たちによる絵画コンクールを開催。この企画を通じて子供たちが、自身が暮らす地元の環境に触れる機会を提供することにより、郷土を愛する心、自然を愛する心を醸成し、持続可能な社会の構築に繋げていきたいと考えております。



「こどものみらい古本募金」への参加について



SDGsの取組みとして、子ども家庭庁などが主催する「こどものみらい古本募金」へ参加しました。この活動は、寄付された書籍の買取額が「こどものみらい古本募金」へ寄付され、貧困の状況にある子供への支援を行うものであり、今後も継続して実施してまいります。



業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

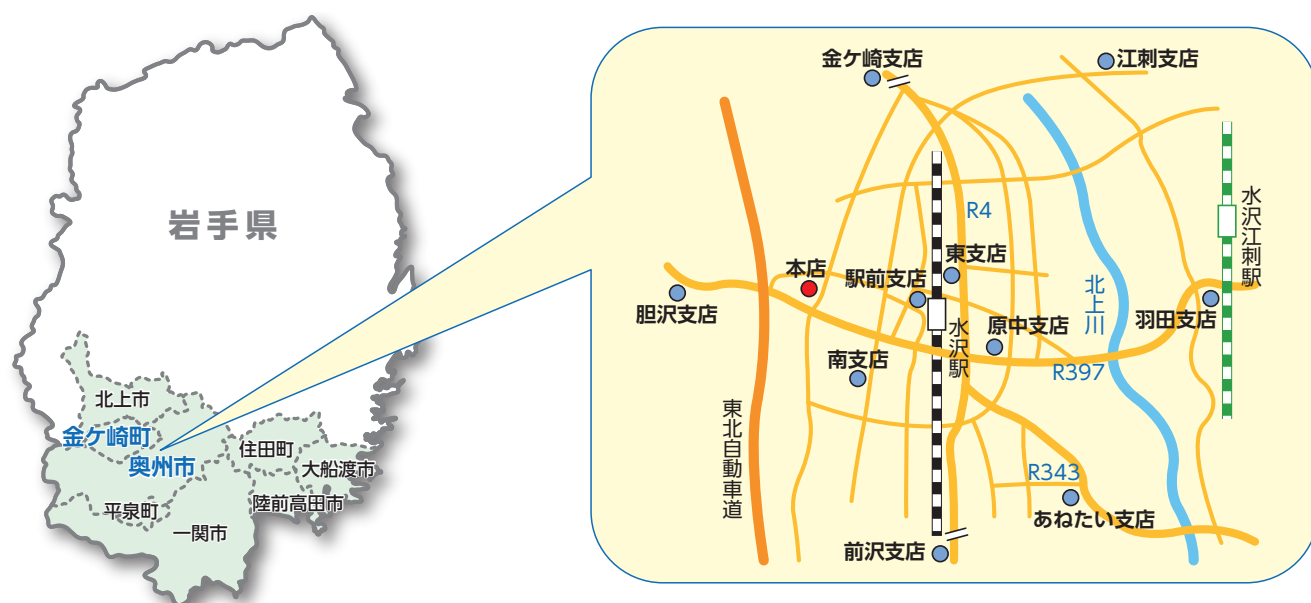
- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - ・ (株)日本政策金融公庫
 - ・ 独立行政法人農林漁業信用基金
 - ・ 日本酒造組合中央会
 - ・ 一般社団法人しんきん保証基金
 - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構
 - ・ 日本銀行
 - ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構
 - ・ 一般財団法人建設業振興基金
 - ・ 一般社団法人全国石油協会
 - ・ 年金積立金管理運用独立行政法人
 - ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る）
 - ・ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
- (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - ・ 信金中央金庫
- (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務（上記4により行う業務を除く。）

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (ア) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
- (イ) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
- (ウ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
- (エ) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

店舗一覧



店舗名 (店舗コード)	所在地	窓口休み 導入時間	ATM稼動時間	ATM機能		
			平日、土日祝日	音声案内	ICカード	通帳繰越
本 店 (001)	奥州市水沢字日高西71番地1 TEL.0197-23-5191	導入なし	8:00~21:00	全て対応		
前 沢 支 店 (002)	奥州市前沢駅東二丁目9番地3 TEL.0197-56-5511	11:30~12:30				
江 刺 支 店 (003)	奥州市江刺川原町82番地 TEL.0197-35-2163	11:30~12:30				
金ヶ崎支店 (004)	胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野35番地1 TEL.0197-44-5400	11:30~12:30				
原 中 支 店 (005)	奥州市水沢太日通り三丁目6番22号 TEL.0197-24-6121	12:30~13:30				
羽 田 支 店 (006)	奥州市水沢羽田町宝生35番地16 TEL.0197-25-5015	12:30~13:30				
南 支 店 (007)	奥州市水沢西上野町10番4号 TEL.0197-24-5126	11:30~12:30				
駅 前 支 店 (008)	奥州市水沢中町133番1 TEL.0197-25-2662	12:00~13:00				
胆 沢 支 店 (011)	奥州市胆沢若柳字甘草13番地 TEL.0197-46-4081	12:30~13:30				
東 支 店 (012)	奥州市水沢佐倉河字前田24番地 TEL.0197-22-5300	12:00~13:00				
あねたい支店 (013)	奥州市水沢上姉体二丁目1番30 TEL.0197-47-5070	12:30~13:30				

店舗外キャッシュサービスコーナー

設置場所	所在地	取扱い	平日	土日祝日
XYZ (ジーズ) 水沢内	奥州市水沢佐倉河字蟹沢31	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
XYZ (ジーズ) 水沢日高内	奥州市水沢字田小路92-2	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
マイヤ水沢店内	奥州市水沢字八反町12	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
いわて生協コープ「アテルイ」内	奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目123	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
ジョイス水沢佐倉河店内	奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町10-1	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
ジョイス龍ヶ馬場店内	奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場48-1	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
江刺総合支所東口前	奥州市江刺大通り1-8	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
イオンスーパーセンター金ヶ崎店内	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻165	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00

SDGsトピックス

地域とのふれあい

信用金庫は、営業地域を限定しているからこそ実践できる親しみのサービスを提供しています。
「Face to Face」を合言葉に、できるだけ大勢のお客様と接し、そして一人ひとりのお客様にきめ細かいサービスを提供できるよう努めています。

当金庫の役職員はこの地域に居住し、公私ともに皆様とお付き合いをさせていただいております。

SDGsとは

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、Sustainable Development Goalsの略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年を期限とする世界共通目標です。17の目標と169のターゲットから構成されています。



清掃活動



《6月15日の信用金庫の日》を契機に、平成19年6月より、毎月15日を「美化運動」の日とし、店舗周辺をはじめとする地域内の清掃活動に取り組んでおります。

また、お花見シーズン前には、全役職員が参加し、水沢公園の清掃活動を行っております。



JR水沢駅周辺



水沢公園

地域振興事業等への協賛・協力

水沢公園桜まつりライトアップ

投光器等照明費用の提供



2023カヌー・ジャパンカップ

協賛・ボランティア協力



いわて奥州きらめきマラソン

協賛・ボランティア協力



岩手競馬「水沢信用金庫杯・不來方賞」へ協賛

来場者プレゼントとして粗品を進呈



職業体験・金融知識の教育活動

水沢商業高校「インターンシップ」の実施



胆江青年懇話会「キッズワーカーズ」への参加



その他

〈奥州市・金ケ崎町〉「地域見守り支援ネットワーク」に協力しています

日常業務を通じ、高齢者等の「ちょっと気になる・・・」ということに気づいたときに、奥州市や金ケ崎町の関係機関へ連絡することで、高齢者等の事故、孤立防止、認知症の方の支援、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に、個人情報の保護に配慮しながら、地域の皆様とともに取り組んでいます。

当金庫野球部 令和5年度岩手県野球協会ベストナイン表彰

岩手県野球協会より令和5年度ベストナインが発表され10名が表彰されました。第78回天皇賜杯全日本軟式野球大会への出場、第75回岩手県民体育大会優勝など、応援して下さる皆様のおかげで勝利を重ねることができました。

今後ともご声援のほどよろしくお願いいたします。



各種ご案内

預金商品のご案内

種 類	しくみ・特色	期 間	お預入額
当 座 預 金	ご商売のお支払で小切手、手形をご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	いつでも必要なときに出し入れできます。給与・年金等のお受取、公共料金の自動支払、カードによる払出等お財布代わりにご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
総 合 □ 座	一冊の通帳に「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」をセットした家計簿代わりの預金です。必要なときには自動融資をご利用いただけます。	—	—
決 済 用 普 通 預 金	預金保険法により全額保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
ス ー パー 定 期	最低預入金額100円からと、幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。個人で3年以上のものは半年毎の複利計算で有利です。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
大 □ 定 期 預 金	1,000万円以上のお預け入力で、1ヵ月～5年以内の期間を自由に選べる定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
ふれあい定期預金	当金庫で年金をお受取りになっているお客様と、新たに年金受取りを開始されるお客様を対象に金利を優遇した「スーパー定期」です。	1年	100円以上 150万円以下
ス ー パー 積 金	暮らしの目標に向かって毎月一定額を積み立てる無理のない資金づくりの預金です。予定の時期に満期日と目標額を合わせてお始めください。	6ヵ月以上 5年以内	100円以上
ふれあい5積金	スーパー積金5口を1セットとした積金で、毎年1口が満期となります。	5年	5,000円以上
消 費 税 納 付 金 応 援 積 金	消費税を納付するお客様に役に立つ、金利優遇の自動積立預金です。	6ヵ月以上 3年以内	10,000円以上
財 形 預 金	毎月の給与、ボーナスから天引きで無理なく財産づくりができます。住宅取得のための住宅財形及び老後のための財形年金は、合計550万円まで非課税です。	一般3年以上 住宅・年金5年以上	1,000円以上

融資商品のご案内

個人向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
個 人 ロ ー ン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由でご利用いただけます。 (（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちの方、または年金受取口座指定のお手続きをされた方は、リフォーム、旅行等お使いみち自由でご利用いただけます。(（一社）しんきん保証基金保証)	100万円以内	10年以内
マイカーローン	マイカー購入・免許の取得・車検費用等にご利用いただけます。	マイカーローン (（一社）しんきん保証基金保証)	1,000万円以内 15年以内
		マイカーローン モア (㈱オリエントコーポレーション保証)	1,000万円以内 10年以内
教 育 ロ ー ン	大学等のご入学資金や授業料のお支払いにご利用いただけます。	しんきん教育ローン (（一社）しんきん保証基金保証)	1,000万円以内 16年以内
		教育カードローン (（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内 5年以内 (1年ごとの更新)
		学資応援団 (㈱オリエントコーポレーション保証)	500万円以内 3年 (原則自動更新)
カ ー ド ロ ー ン	急な出費にお役立てください。	しんきんカードローン (（一社）しんきん保証基金保証)	50万円以内 1年～3年 (原則自動更新)
		しんきんきゃっする (信金ギャランティ(株)保証)	900万円以内 3年 (原則自動更新)
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、購入、増改築等に、ご利用いただけます。お借入時、当初3年間、5年間または10年間固定金利でご利用いただけます。	(（一社）しんきん保証基金保証)	10,000万円以内 40年以内
		(全国保証(株)保証)	10,000万円以内 35年以内
フ リ ー ロ ー ン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由で、事業資金にもご利用いただけます。	(（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内 10年以内
		ベストサポート500(㈱クレディセゾン保証)	500万円以内 10年以内
事業者向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
一 般 の ご 融 資	割引手形……一般商業手形の割引をいたします。	—	—
	手形貸付……仕入れ資金などの短期運転資金をご融資いたします。		
	証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。		
	当座貸越……約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。		
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただける便利なローンです。(岩手県信用保証協会保証)	2,000万円以内	1年、2年(更新可)
制 度 融 資	岩手県、奥州市などの制度融資を積極的に取扱いしております。	—	—
ニュービジネスローン	創業・新規事業開始時等の資金需要にお応えいたします。(創業者向け日本政策金融公庫協調融資商品)	証書貸付	500万円以内 運転5年以内 設備7年以内
		当座貸越	500万円以内 運転3年以内 設備利用不可
ビズ・アシスト70	極度額の範囲内で突然の資金ニーズや継続反復して発生する短期的な資金ニーズに有効な融資商品です。	5,000万円以内	決算年月後4か月以内 (更新可)
メンバーズローン	商工会議所、商工会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内	5年以内
	岩手県法人会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内	運転5年以内 設備7年以内
岩手競馬サポートローン	岩手競馬関係に従事している方の運転資金需要にお応えいたします。	500万円以内	5年以内
代 理 貸 付	信金中央金庫・日本政策金融公庫などのご融資は、当金庫窓口にご相談ください。	—	—

※ローン商品につきましては、各商品により利率、お借入限度額等が異なりますので、ご利用の際は営業店の窓口までお問い合わせください。

サービス業務のご案内

	内 容
しんきんキャッシュカード	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のATMコーナーで、ご入金・お引き出し・お振込みができます。ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行ではご入金・お引き出しが、全国の銀行及びコンビニ等ではお引き出しができます。 ※暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更ができます。
ATM振込	ATMを利用し、キャッシュカードで全国の金融機関へのお振込みができます。 ※振込手数料が窓口扱いよりお得です。
給与の自動受取り	給与・ボーナスの支給日に、ご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ給与振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
年金の自動受取り	各種年金がお受取日にご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ年金振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
振込・代金取立	当金庫本支店及び全国の金融機関へ迅速にお振込み、手形・小切手等のお取立ができます。
自動支払い	各種公共料金、税金、保険料、学費、各種クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動支払いいたします。
窓口収納	各種税金、国民年金、社会保険料などの公金、各種公共料金、各種クレジットなどの払込みができます。
自動振込サービス	毎月一定額（ボーナス月等は増額も可能）を、ご指定の日にご指定の預金口座にお振込みいたします。1度のお手続きでご利用いただけ、仕送りなどにも安心・便利です。
個人インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネット接続のパソコン・スマートフォンや携帯電話から、残高・入出金明細照会、振込・振替、及び税金・各種料金の払込み（ペイジーマーク）ができます。
法人インターネットバンキング	インターネット接続のパソコンから、各種照会、振込、総合振込、給与振込、口座振替の利用が可能な、法人・個人事業主様向けのサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス ネット口座振替受付サービス	キャッシュカード発行済の普通預金口座、総合口座をお持ちの個人のお客様の「口座振替の申込」が、企業、百貨店、保険代理店等に設置されている端末、または、パソコン・スマートフォンや携帯電話から行えます。
F B ・ H B ・ A N S E R	お客様のパソコンやFAXなどと当金庫を電話回線で接続し、残高・入出金明細照会や振込・振替ができます。
クレジットカード提携	しんきんVISAカードの取扱いを行っております。 日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングにご利用いただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-Debit加盟店やローソンでお買い物やご飲食の際に、当金庫のキャッシュカードでご利用代金を預金口座から即時決済できます。
スポーツ振興くじ(toto) 当選金払戻業務	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払い戻しを行っております。 (取扱店：本店、江刺支店)
しんきん電子記録債権サービス	手形の代替や売掛債権の流動化を図り、事業者の資金調達の円滑化等が期待されて創設された決済サービスです。
貸金庫	重要な書類などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。 (設置店：本店)
夜間金庫	営業終了後や休日に売上金等を安心してお預けいただけます。
国債窓口販売	個人向け国債の取扱いを行っております。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)販売	しんきんiDeCoの取扱いを行っております。
生命保険窓口販売	医療保険及びがん保険の取扱いを行っております。
損害保険窓口販売	住宅ローンご利用のお客様に対して、火災保険「しんきんグッドすまいる」の取扱いを行っております。また、もしもの時に安心、ケガに備える「標準傷害保険」の取扱いを行っております。
金銭信託商品販売	しんきん暦年信託「こころのリボン」、しんきん相続信託「こころのバトン」の取扱いを行っております。
国民年金基金加入受付	国民年金基金の加入受付業務を行っております。

※各業務等の詳しい内容につきましては、営業店の窓口までお問い合わせください。

「安心してお取引いただくために」

通帳やキャッシュカード、印鑑等の偽造・盗難による預金の不正な払出しや、電話やダイレクトメール、電子メール等による不正な振込請求、金銭を騙し取る悪質な詐欺事件が多数発生しております。

当金庫では、お客様に安心してお取引いただくために以下のような取組みを行っております。お客様が被害に遭われないための取組みであることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

キャッシュカードについて

盗難・偽造キャッシュカードによる不正払戻への対応のため、キャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を下記のとおりとさせていただきます。

現金払戻限度額	キャッシュカードによる振込限度額
100万円（1回あたり50万円まで）	200万円

上記限度額は、当金庫及び提携金融機関ATMでの払戻の合計額です。

なお、限度額を超える現金の払戻、カードによる振込の際は、当金庫窓口にて、通帳と届出印鑑によりお手続きください。

※1日あたりの「現金払戻限度額」は、お客様のお申し出により、口座単位に当金庫所定の限度額の範囲内で任意に設定（増額・減額）いただけます。

また、1日あたりの現金払戻限度回数も同様に任意に設定いただけます。ご希望のお客様は、窓口までお問い合わせください。

特殊詐欺の防止について

電話やメール・はがきにて携帯電話等の未納料金があるなどと、高額な費用を請求し振り込みをさせる「架空料金請求詐欺」、警察官や金融機関等の職員をかたる者に、キャッシュカードを騙し取られる「キャッシュカード詐欺盗（窃盗）」「預貯金詐欺」、税金の還付などに必要な手続きを装ってATMを操作させ現金を振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺による被害が多発しております。

これらの特殊詐欺の被害を未然に防止するため、次のような対策を講じています。

岩手県信用金庫協会では、こうした被害を防止するための緊急対応として、当金庫を含め岩手県内すべての信用金庫（6金庫）で、ATMでのキャッシュカード機能の一部利用制限を実施しております。大切なご預金を犯罪からお守りする対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

①ATMでの振込限度額の利用制限

＊対象となるお客様

65歳以上、かつ過去3年以上キャッシュカードでの振込利用をされていない個人のお客様

＊利用制限内容

キャッシュカードによる振込限度額を「0円」とさせていただきます。

②ATMでの1日あたりのお引出限度額の利用制限

＊対象となるお客様

80歳以上の個人のお客様

＊利用制限内容

キャッシュカードによる1日あたりのお引出限度額を「20万円」とさせていただきます。

（注）上記の利用制限の解除を希望されるお客様は、当金庫窓口にお申し出ください。

- ・ATMを利用した現金でのお振込はご利用いただけません。現金でのお振込の際は窓口をご利用ください。なお、現金で10万円を超えるお振込をお申し付けいただく場合は、窓口にて本人確認書類のご提示をお願いしております。
- ・ATMコーナーでの携帯電話の使用は、ご遠慮いただいております。携帯電話で通話をしながらATMの操作をしているお客様へは、特殊詐欺被害防止の観点からお声を掛けさせていただくことがございます。
- ・高額な金額での振込、多額な預金の払出し等の取引の場合、お客様にその理由をご確認させていただいております。また、不審な理由・態様等の場合は、最寄りの警察署等へ「相談・通報」させていただきます。

～ 盗難にご注意ください！ ～

- キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。
- キャッシュカードを入れたお財布などを長時間お手元から離さないようご注意ください。車の中等に放置しないでください。
- 万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合は、ただちに下記連絡先にご連絡ください。
- 空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため下記連絡先にご連絡ください。

キャッシュカードの盗難にあった・紛失したときは

時間帯 (24時間対応)	連絡先
平日の8時30分～17時30分の場合	お取引店へご連絡ください
休日及び早朝・夜間の場合	「SSS監視センター」 0120-793-714 (フリーダイヤル) 022-261-4811

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理態勢

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）の防止の重要性を認識し、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、組織全体で態勢の強化に取り組んでいます。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に関する全ての法令等を遵守します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策的的確な実施のために必要な業務を統括管理する「マネー・ローンダリング統括責任者」を任命、職務を全うするに足る必要な権限等を付与し、必要な情報を適時・適切に提供させ、当金庫のマネロン等の防止について内外に説明できる態勢を構築します。

また、統括部署（主管部）を設置し、関連部署との連携を図り組織横断的にマネロン等の防止に取り組みます。

3. 顧客管理

当金庫は、リスクベース・アプローチに基づいた適切な顧客管理を実施するため、法令に基づいた取引時確認を行い、反社会的勢力との取引の遮断、各種金融犯罪に係わる者による取引を防止します。

また、顧客からの定期的な情報収集、取引記録等から定期的な調査・分析を行い、継続的な顧客管理による対応策を見直します。

4. 資産凍結の措置

当金庫は、国内外の規制等に基づき、資産凍結等経済制裁者との取引関係の排除を行い、資産凍結等の措置を適切に行います。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、疑わしい取引の届出について、適時適切に対応できる態勢を整備し、法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。

6. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等の防止の重要性、及び各自の役割を徹底するため、役職員の研修を実施するとともに、専門性・適合性等を有する役職員の育成に努めます。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン等の防止に関する遵守状況を点検し、態勢のさらなる改善に努めます。

■ お客様へのお願い

取組みの一環として、お客様とのお取引に際し、従来よりも詳しいご説明を求め、お取引目的の確認、資産及び収入の状況等について資料の提出や質問へのご回答を求める場合があります。

また、お取引の際以外にも、過去のお取引内容等に応じて、お客様の情報について、郵送書類や電話等で再度確認を実施する場合があります。これらについて、お客様にご回答いただけない場合又はご回答の内容等に応じ、お取引をお受けいたしかねる、又は一部お取引を制限させていただくことがございます。

お客様にはご不便をお掛けすることがございますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金庫の事業の運営に関する事項

法令等遵守(コンプライアンス)の取り組み

当金庫は会員制度に基づく協同組織金融機関として、高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的使命を十分に認識し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全、堅実な業務運営に努めております。

組織体制として、役員・本部各部及び営業店全店のコンプライアンス担当者によるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備や遵守状況の把握に努めております。

また、基本理念として「水沢信用金庫行動綱領」を、具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定して、全役職員に配布し、一人ひとりが法令や社会的規範などのルールを厳正に遵守し、そして責任ある健全な業務遂行に努めるよう周知徹底を図っております。

当金庫は、今後も、実施計画書である「コンプライアンス・プログラム」の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員一丸となってコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

■ 水沢信用金庫行動綱領 ■

〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとめることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

〈人権の尊重〉

5. すべての人々の人権を尊重する。

〈従業員の働き方、職場環境の充実〉

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

〈環境問題への取り組み〉

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

〈社会参画と発展への貢献〉

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

〈反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応〉

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

以 上

個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫では、お客様の個人情報に関する事項について、店内のデジタルサイネージやホームページへの掲載等により、その利用目的等を個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)として公表しております。

顧客保護等管理方針について

当金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報および正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約します。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するため適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
4. お客様との取引に関連して、わたしたちの業務を外部に委託する場合は、お客様の情報やその他の利益を保護するために、委託先を適切に管理します。

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品・保険商品のご提案にあたって

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身（養老）保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等 : 1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金（一時金形式） : 1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金（年金形式） : 月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金 : 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきますことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
水沢信用金庫総務部 電話番号：0197-23-2498
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

リスク管理体制

内部管理基本方針

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性と適切性を確保するため「内部管理基本方針」を定めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

統合的リスク管理

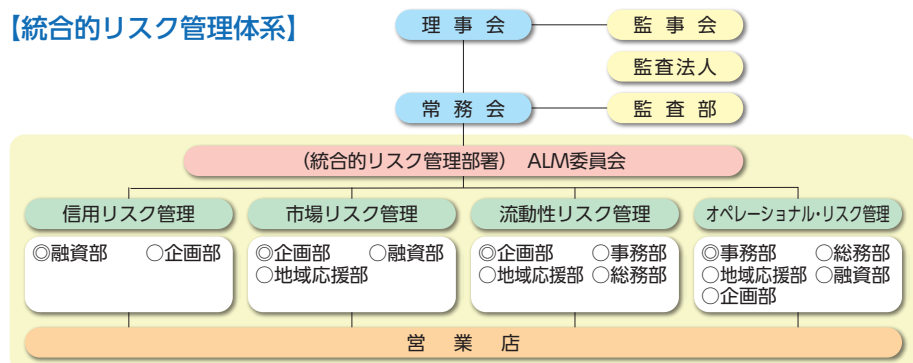
金融機関業務の多様化に伴い、当金庫の直面するリスクも一段と複雑化してきております。こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには各種リスクの所在の認識と適切な管理により、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫は、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理方針」として策定しております。また、「統合的リスク管理規程」において当金庫が晒されている各種リスクの計測、管理手法を規定しております。

統合的リスク管理とは、当金庫を全体的な観点からリスクの総和をとらえ、できるだけ計量化するものです。統合的な管理手法である「リスク資本」については、①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク、④オペレーショナル・リスク等の各リスク・カテゴリーに關してのリスク量の計測を行い、当金庫全体のリスク量をモニターすることにより、経営体力と各種リスク量の状況を統合的に管理しています。

統合的リスク管理部署は経営陣を含む本部各部署で構成されるALM委員会が主管し、それぞれのリスク・カテゴリー毎に適切なリスク限度枠の設定等の審議を行い、常務会に付議・報告する態勢としております。

【統合的リスク管理体系】



※◎印は各リスク部門の主管部署

信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化などにより、貸出金が契約どおり返済されず、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・向上させるため、融資案件を、まず営業店で調査・検討し、次にそれぞれの権限内貸出基準に基づき厳格な審査を経て決裁しています。

また、「信用リスク委員会」及び企業支援課による経営改善支援等の取組みにより、管理態勢の強化に努めています。自己査定についても、当金庫の自己査定基準に基づいた厳格な査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価格が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、「ALM委員会」を設置し、資産・負債を統合的に管理することによりリスクを回避し、安定収益の確保と自己資本の充実に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金が不足し、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び日々の資金繰りについて経営陣に報告する体制を取り、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という)を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店又は次の担当部署へお申し出ください。

水沢信用金庫 総務部(業務全般)		電話番号:0197-23-2498	FAX 番号:0197-25-7073
企画部(国債証券等関連)		電話番号:0197-23-5192	FAX 番号:0197-25-7073
住 所	岩手県奥州市水沢字日高西71番地1		
受付時間	9:00～17:00(信用金庫営業日)		
受付媒体	電話、手紙、面談、ファックス等		

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、
またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行う
ために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部又は上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページ又は当金庫ホームページ(<http://www.mizusawashinkin.co.jp>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

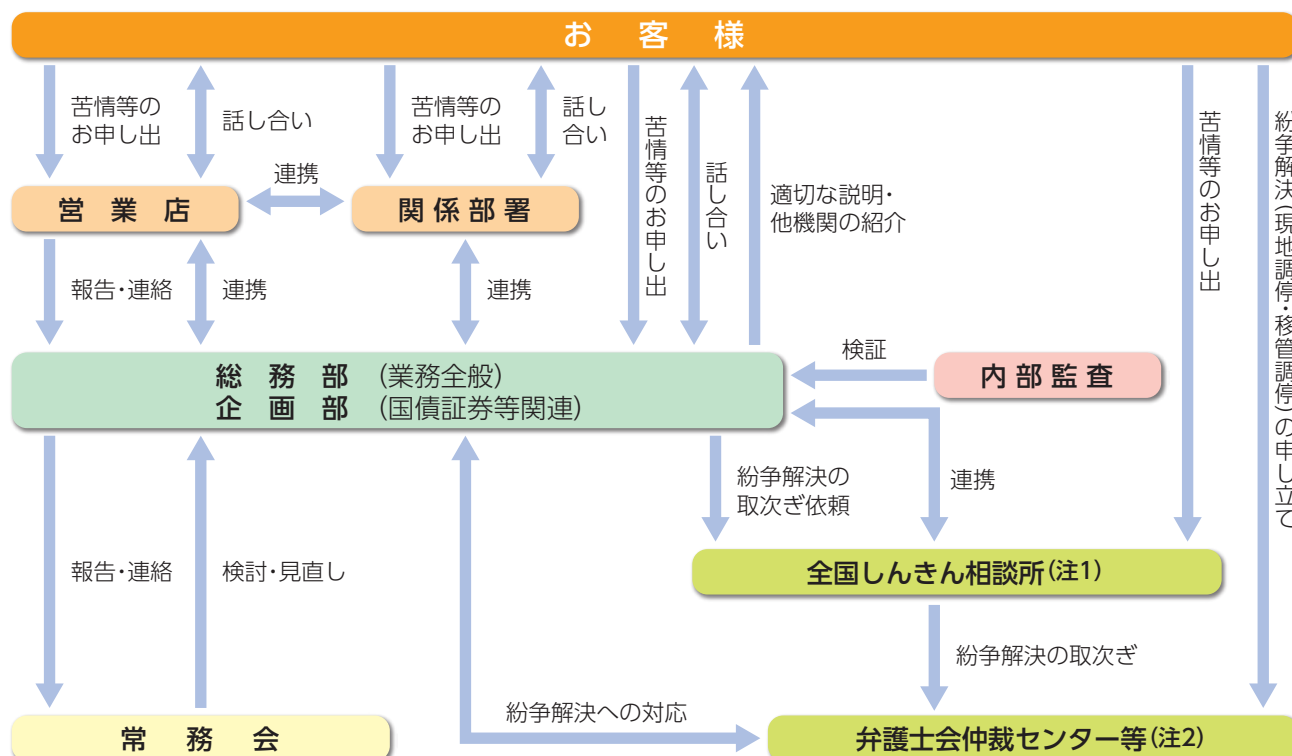
例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制



(注1)

・全国しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等

・東京弁護士会 紛争解決センター
・第一東京弁護士会 仲裁センター
・第二東京弁護士会 仲裁センター

・岩手弁護士会 仲裁センター等(現地調停)
・仙台弁護士会 仲裁センター等(移管調停)

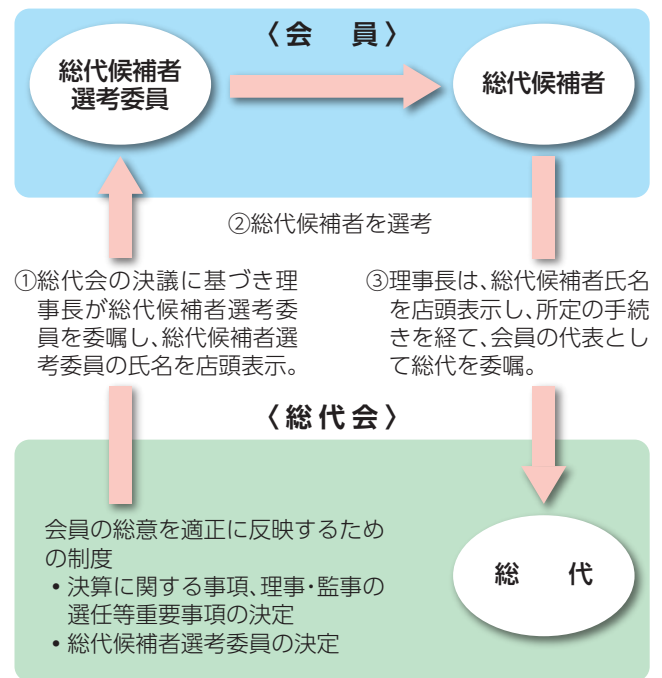
総代会等に関する事項

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は65人以内で、会員数に応じ選任区域ごとに定められております。
- 総代の定年は75歳です。令和6年3月31日現在の会員数は11,719名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③その総代候補者を会員が信任する。
- (異議があれば申し立てる)

※「総代候補者選考委員」選考基準

- ①当金庫の会員であること
- ②地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ③地域の事情に明るく、人格・識見とも優れている者

※「総代候補者」選考基準

- ①当金庫の会員であること
- ②当金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること

次の事項に該当する者は、総代として選任しないこととする。

また、在任期間中に該当した場合は再任しないこととする。

- 子弟が金庫職員である者
- 総代として相応しくない状態にある者

3. 第75期通常総代会決議事項

報告事項	第75期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金処分案承認の件 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件 第3号議案 理事7名選任の件 第4号議案 監事1名選任の件 第5号議案 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件



第75期通常総代会

4. 総代の氏名等(50音順・敬称略)

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。

選任区域	定数	氏名
■第1区	8人	後藤 秀紀 ③ 佐々木 真一 ⑤ 佐々木 岳 ③ 菅原 正聡 ① 高橋 幸司 ⑦ 高橋 十久男 ② 本城 清 ① 松好 克昌 ②
【水沢】 不断町・川口町 勝手町・立町 柳町・川原小路 大手町・大町 搦手丁・佐倉河		
■第2区	8人	菊地 栄志 ② 佐々木 利幸 ⑦ 菅原 智美 ② 武田 成一 ⑩ 千田 正義 ⑥ 中目 祐幸 ③ 渡邊 健一郎 ① 渡辺 文好 ⑧
【水沢】 石田・日高小路 西町・吉小路 新小路・北下町 大畑小路・上町 【胆沢】 若柳・南都田		
■第3区	4人	荒川 佳生 ⑧ 鈴木 律行 ① 蒔田 和典 ④ 柳沢 宗康 ④
【水沢】 東上野町・横町・東町 寺小路・南町・中町 他		
■第4区	10人	浅間 芳子 ⑧ 伊藤 浩重 ① 小野寺 弘行 ④ 佐々木 成子 ③ 佐々木 孝 ⑦ 高橋 政志 ① 幅下 俊樹 ③ 山下 明 ② 芳沢 正義 ⑫ 渡邊 晃三 ⑤
【水沢】 宮下・西上野町 中上野町・大鐘 天文台通り・福原 真城西側地区 【胆沢】 小山		

選任区域	定数	氏名
■第5区	13人	浅利 義夫 ② 及川 理 ① 及川 敬一 ① 及川 傳 ④ 菊地 智和 ① 小林 光明 ② 高橋 賢 ③ 立野 晃 ③ 千葉 亨 ⑥ 藤澤 明規 ② 森岡 一晃 ⑤ 四谷 栄克 ④ 和川 洋行 ③
【水沢】 花園町・神明町 東大通り・台町 太日通り・泉町 中田町・朝日町 真城東側地区 黒石町・姉体町 東中通り・羽田町 跡呂井		
■第6区	7人	阿部 健二 ② 工藤 武彦 ⑦ 佐々木 政昭 ② 菅原 康弘 ② 高橋 久興 ⑧ 千田 ゆきえ ①
【前沢・衣川】 【西磐井郡平泉町】 【一関市】 【大船渡市】 【陸前高田市】		
■第7区	9人	小澤 信男 ⑧ 海鋒 徹哉 ① 菊地 晋也 ① 佐藤 悦夫 ④ 佐藤 和也 ⑤ 佐藤 昌子 ③ 穴戸 幸吉 ⑥ 千田 稔 ⑥ 和賀 総 ④
【江刺】 【気仙郡住田町】		
■第8区	6人	小澤 賢 ③ 小野寺 逸夫 ④ 加藤 新一 ② 菊地 成寿 ④ 佐藤 千幸 ③ 高橋 宏哉 ③
【胆沢郡金ヶ崎町】 【北上市】		

令和6年6月17日現在

総代の属性別構成比

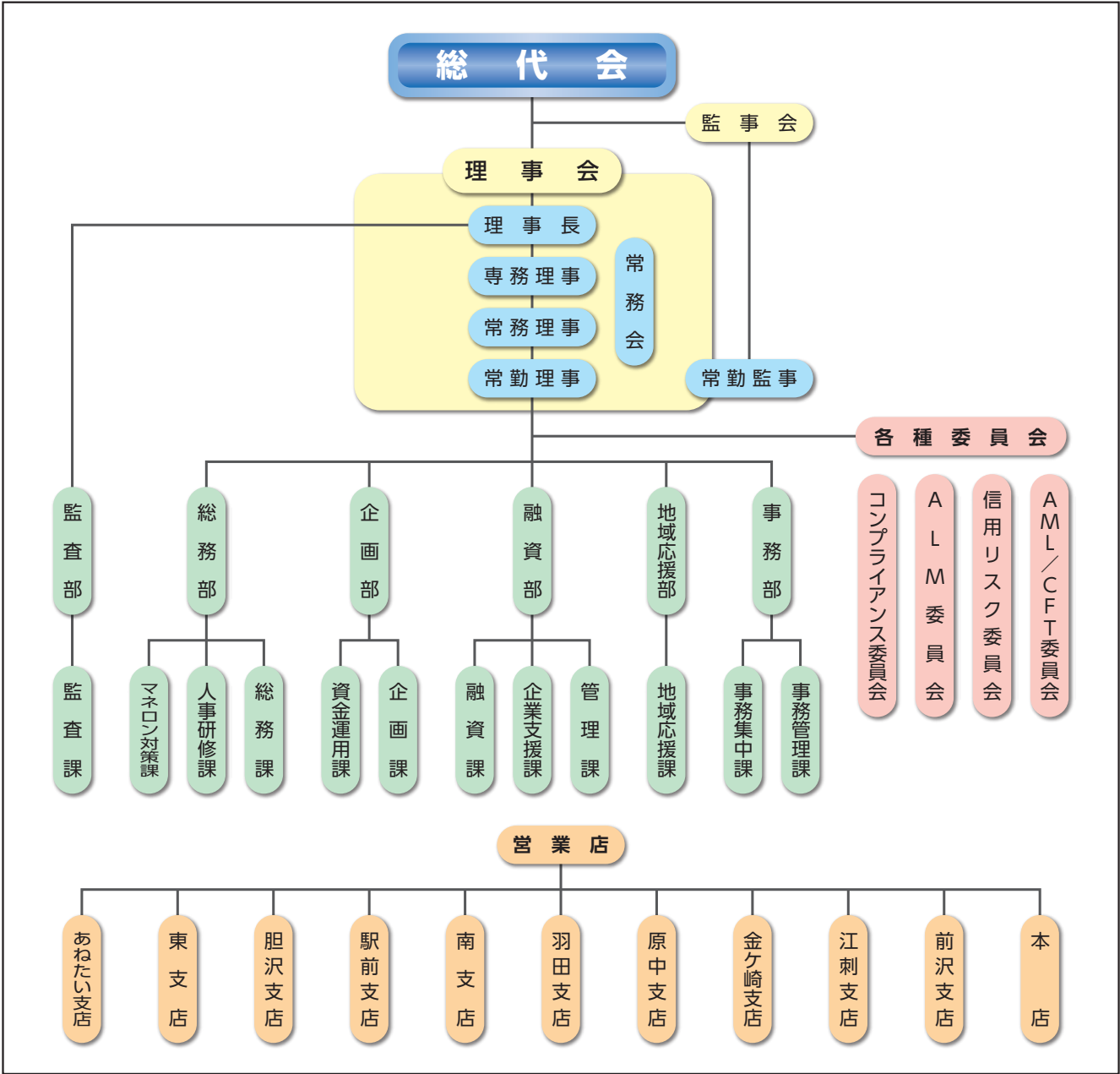
職業別	法人代表者 76.6% 個人事業主 17.2% 個 人 6.2%			
年代別	70代 37.5%	60代 32.8%	50代 25.0%	40代 4.7%
業種別	製造業 7.8% 建設業 26.5% 電気・ガス・熱供給・水道業 1.5% 情報通信業 1.5% 運輸業・郵便業 4.6% 卸売業・小売業 18.7% 金融業・保険業 1.5% 不動産業 3.1% 学術研究・専門・技術サービス業 1.5% 宿泊業 1.5% 飲食業 3.1% 生活関連サービス業・娯楽業 4.6% 教育・学習支援業 1.5% 医療・福祉 6.2% その他のサービス 10.9%			

注) 1 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。

注) 2 割合につきましては、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

金庫の組織に関する事項

組織図 (令和6年6月30日現在)



役員一覧 (令和6年6月30日現在)

理事長	及川和男	非常勤理事	千葉龍二郎 (*1)
専務理事	佐藤彰彦	非常勤理事	鎌田卓也 (*1)
常務理事	佐々木健一	非常勤理事	鳥海恭司 (*1)
常務理事	佐藤清亮	非常勤監事	千葉有 (*2)
常勤監事	菊地功	非常勤監事	伊藤寿
		非常勤監事	高橋庄美

*1 千葉 龍二郎、鎌田 卓也、鳥海 恭司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
*2 監事 千葉 有は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人

北光監査法人

当金庫の歩み

昭和

- 24. 1 市街地信用組合法に基づき
水沢信用組合創立
- 24. 7 水沢町大町83番地で業務を開始
及川兵治 初代組合長に就任
- 25. 4 中小企業等協同組合法に基づく
水沢信用組合に組織変更
- 26. 6 信用金庫法施行(法律238号)
- 27. 4 水沢信用金庫 事業免許により組織変更
- 27. 5 小野甫善 初代理事長に就任
- 29. 8 水沢市中小企業融資斡旋条例に基づく融資
契約締結(同年4月水沢市発足)
- 29.11 地区拡張
水沢市全域に胆沢郡金ケ崎町を加える
- 30. 5 及川兵治 二代目理事長に就任
- 33.12 内国為替業務開始
- 34. 3 全国信用金庫連合会代理業務開始
- 35. 2 地区拡張
胆沢郡一円とし内金ケ崎町六原を除く
- 35. 4 前沢出張所開設(45.4支店昇格)
- 35. 9 加賀順蔵 三代目理事長就任
- 37. 2 中小企業金融公庫代理業務開始
- 37. 9 佐々木泰治 四代目理事長就任
- 38. 7 地区拡張 江刺一円に拡張する
- 38. 8 本店新築移転(創業地に移転)
- 39. 4 江刺支店開設
- 41. 6 千葉政胤 五代目理事長就任
- 41. 6 小規模共済事業団代理業務取扱開始
- 44. 9 金ケ崎支店開設
- 45. 6 地区拡張
一関市、北上市、陸前高田市、和賀郡江釣子村、西
磐井郡平泉町、東磐井郡大東町、東山町、気仙郡
住田町に拡張する
- 47. 3 国民金融公庫と代理業務取扱開始
- 48. 7 原中支店開設
- 49.12 地区拡張 和賀郡和賀町を拡張する
- 50.10 預金量100億円達成
- 51. 6 共同事務センターオンライン加入
- 51.12 羽田支店開設
- 52. 2 石川文夫 六代目理事長就任
- 54.10 江刺、金ケ崎両支店新装開店
- 57.12 南支店開設
- 59. 4 駅前支店開設
- 60. 4 住宅金融公庫受託業務開始
- 60. 5 鈴木貞蔵 七代目理事長就任
- 61.11 本店現在地に新築移転、大町支店開設
- 61.12 日本銀行当座取引業務開始
- 62.11 新田清二 八代目理事長就任
- 62.12 日本銀行歳入代理店業務取扱開始

平成

- 2.12 預金量500億円達成
- 4.11 胆沢支店開設
- 6.12 東支店開設
- 7.12 金ケ崎支店新築移転
- 9.11 新田清二理事長「黄綬褒章」受章

- 9.12 前沢支店新築移転
- 11.11 創立50周年記念祝賀会
- 12. 3 デビットカード取扱開始
- 12. 6 テレホンバンキングの運用開始
- 12.12 しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
- 13. 3 スポーツ振興くじ(toto)の当せん金払戻し
業務開始
- 15. 9 個人向け国債の取扱開始
- 15.10 駅前支店を新築移転(大町支店統合)
- 16. 1 ホームページ開設
- 16. 2 インターネットバンキングサービス開始
- 16.11 決済用普通預金の取扱開始
- 17. 6 及川富美人 九代目理事長就任
- 17.10 生保個人年金保険の募集開始
- 18. 4 融資部に企業支援課新設
- 18.11 すいしん会20周年記念事業
「星野仙一講演会」開催
- 19. 4 預金量1,000億円達成
- 19.12 羽田支店新築移転
- 21. 4 企画部に資金運用課新設
- 21. 6 青信会20周年記念事業
「中村ブンコンサート」開催
- 21.12 創立60周年記念事業
瞳ひろし「劇団夢の旅」特別公演開催
- 22.11 及川富美人理事長「黄綬褒章」受章
- 25. 2 電子記録債権サービス「でんさいネット」
取扱開始
- 28. 4 及川富美人理事長「旭日双光章」受章
- 28. 7 あねたい支店開設
- 28.11 金ケ崎町と地域経済活性化に向けた
連携協定を締結
- 29. 4 奥州市と地域活性化に向けた包括連携協定
を締結
- 29. 9 すいしん会設立30周年記念特別事業
「株式会社加賀屋相談役小田禎彦講演会」開催
- 30. 6 及川和男 十代目理事長就任

令和

- 元. 6 青信会30周年記念事業
「杉浦正則野球教室ならびに講演会」開催
- 元. 7 信託商品の取扱開始
- 2. 3 創立70周年記念事業
奥州市、金ケ崎町へ寄付
- 2. 4 金ケ崎町森山総合公園野球場の
ネーミングライツ(命名権)を取得
- 2. 9 江刺支店新築移転
- 4. 2 奥州市、奥州商工会議所、前沢商工会、東北大学
大学院経済学研究科地域イノベーション研究セ
ンターとの連携協力を締結
- 4. 4 総務部に人事研修課、マネロン対策課を新設、
業務部業務課を地域応援部地域応援課へ変更
- 4.10 地区拡張
現一関市全域に拡張する
- 4.11 奥州市社会福祉協議会、金ケ崎町社会福祉協議
会と連携協力協定を締結
- 5. 7 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱開始

令和5年度の事業の概況

預 金

期末残高は、前期末に比べ1,205百万円増加し、138,357百万円となりました。

貸出金

期末残高は、前期末に比べ843百万円増加し、50,403百万円となりました。

損 益

本業の利益を示す「コア業務純益」は、資金運用収益の増加や経費の減少などにより前期比134百万円増加し、533百万円となりました。また、当期純利益は、法人税等の増加により前期比134百万円減少し、229百万円を計上しました。

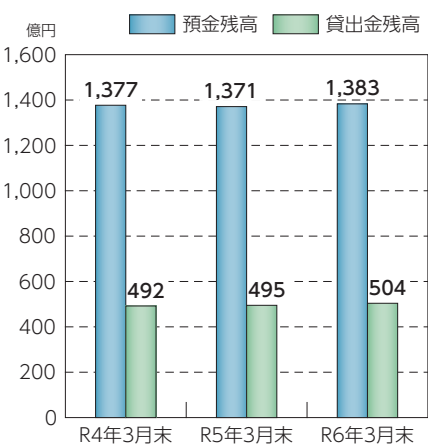
自己資本比率

自己資本比率は、リスクが発生する可能性のある資産（リスク・アセット）に対する出資金や利益準備金、諸積立金など（自己資本）の比率で、金融機関の経営の健全性・安全性を示す指標です。

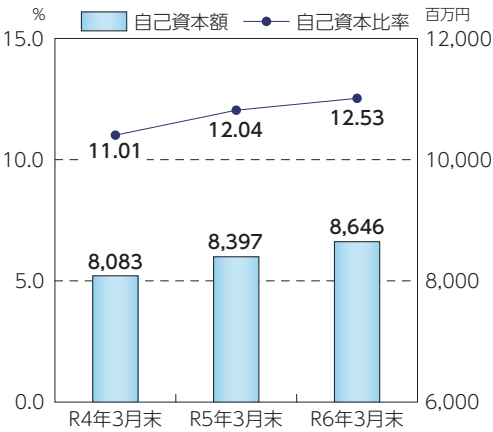
令和6年3月末の自己資本比率は“12.53%”となり、健全性の基準とされる4%を大きく上回る水準を維持することができました。

当金庫は、これからも自己資本の充実を図り、経営の健全性と体力の強化に努めてまいります。

【期末残高の推移】



【自己資本比率の推移】



直近5年間の主要な経営指標の推移

項 目	単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	百万円	1,990	1,926	1,832	2,032	2,049
経 常 利 益	//	119	△864	△645	303	323
当 期 純 利 益	//	102	△868	△792	364	229
出 資 総 額	//	502	503	502	501	498
出 資 総 口 数	千口	1,004	1,006	1,004	1,003	996
純 資 産 額	百万円	10,638	10,216	9,123	8,768	9,424
総 資 産 額	//	138,039	148,033	149,133	147,880	150,132
預 金 積 金 残 高	//	125,328	135,615	137,762	137,152	138,357
貸 出 金 残 高	//	48,196	50,696	49,245	49,560	50,403
有 価 証 券 残 高	//	49,486	50,374	52,150	50,206	57,063
自 己 資 本 比 率	%	13.19	12.08	11.01	12.04	12.53
出資に対する配当金	百万円	15	15	15	15	14
役 員 数	人	12	12	12	12	12
うち非常勤役員数	人	5	5	5	6	6
職 員 数	人	130	129	122	115	118
会 員 数	人	12,095	12,071	11,996	11,862	11,719

貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

	第74期	第75期
	令和5年3月末	令和6年3月末
現金	2,745	2,265
預け金	44,345	39,487
買入金銭債権	1,041	450
金銭の信託	626	820
有価証券	50,206	57,063
国債	4,770	1,136
地方債	6,304	6,820
社債	23,725	31,050
株式	840	1,300
その他の証券	14,564	16,756
貸出金	49,560	50,403
割引手形	130	118
手形貸付	3,352	3,440
証書貸付	43,248	43,259
当座貸越	2,828	3,584
その他の資産	852	1,073
未決済為替貸	18	35
信金中金出資金	544	744
未収収益	197	215
その他の資産	92	78
有形固定資産	868	844
建物	244	211
土地	508	508
その他の有形固定資産	114	124
無形固定資産	17	20
ソフトウェア	14	17
その他の無形固定資産	2	2
前払年金費用	155	207
債務保証見返	8	115
貸倒引当金	△2,547	△2,618
うち個別貸倒引当金	△2,333	△2,363
資産の部合計	147,880	150,132

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	第74期	第75期
	令和5年3月末	令和6年3月末
預金積金	137,152	138,357
当座預金	459	729
普通預金	54,379	55,264
貯蓄預金	98	101
通知預金	81	110
定期預金	76,777	76,791
定期積金	4,734	4,774
その他の預金	621	586
借入金	1,600	1,600
その他の負債	112	126
未決済為替借	35	55
未払費用	23	28
給付補填備金	0	0
未払法人税等	0	3
前受収益	41	21
払戻未済金	1	4
払戻未済持分	0	0
その他の負債	9	13
賞与引当金	38	44
役員退職慰労引当金	84	95
睡眠預金払戻損失引当金	4	3
偶発損失引当金	5	6
繰延税金負債	105	359
債務保証	8	115
負債の部合計	139,111	140,707
出資金	501	498
普通出資金	501	498
利益剰余金	7,920	8,135
利益準備金	502	501
その他利益剰余金	7,418	7,633
特別積立金	6,909	7,259
当期末処分剰余金	508	373
会員勘定合計	8,422	8,633
その他有価証券評価差額金	346	791
評価・換算差額等合計	346	791
純資産の部合計	8,768	9,424
負債及び純資産の部合計	147,880	150,132

貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 注4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 7年～40年 |
| その他 | 3年～15年 |
- 注5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 注6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が資産査定結果を監査しており、その結果により上記の引当を行っております。
- 注7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 注8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）0.1057%
 - ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 注9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 注10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 注11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 注12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にか

- かる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 注13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 注14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 2,618百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は重要な会計方針として注6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、今後1年程度継続するものと想定し、主に貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。
- こうした仮定のもと、信用リスクの増大が懸念される債務者を対象に、信用状態等に変化が生じるリスクを考慮して貸倒引当金を追加計上しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 注15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額24百万円
- 注16. 有形固定資産の減価償却累計額1,717百万円
- 注17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,298百万円 |
| 危険債権額 | 3,474百万円 |
| 要管理債権額 | 8百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 7百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0百万円 |
| 小計額 | 4,780百万円 |
| 正常債権 | 45,767百万円 |
| 合計額 | 50,547百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 注18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118百万円であります。
- 注19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 98百万円 |
| 預け金 | 2,600百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 80百万円 |
| 借入金 | 1,600百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は0百万円であります。
- 注20. 出資1口当たりの純資産額9,462円32銭
- 注21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」）をしております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。金利スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等による信用リスク委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は企画部を通じ、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、4,307百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

注22. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	39,487	40,219	731
貸 出 金（※1）	50,403	—	—
貸 倒 引 当 金（※2）	△2,363	—	—
	48,040	47,228	△811
買 入 金 銭 債 権	450	443	△6
金 銭 の 信 託	820	820	—
運 用 目 的	820	820	—
有 価 証 券	57,057	57,080	23
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—
満 期 保 有 目 的 的 債 券	1,073	1,096	23
そ の 他 有 価 証 券（※3）	55,984	55,984	—
金 融 資 産 計	145,855	145,792	△63
借 用 金	1,600	1,600	—
預 金 積 金	138,357	138,379	22
金 融 負 債 計	139,957	139,979	22

（※1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金銭の信託に関する注記事項については注25に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については注23から注24に記載しております。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当

該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 ※	6
合 計	6

※非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	15,800	14,500	—	2,000
貸 出 金 (※)	9,122	16,623	11,929	8,107
買 入 金 銭 債 権	—	250	200	—
金 銭 の 信 託	800	—	—	—
有 価 証 券	3,300	22,547	13,174	7,200
満期保有目的の債券	—	288	783	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	3,300	22,258	12,390	7,200
合 計	29,022	53,920	25,303	17,307

(※) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (※)	116,565	21,758	10	22
借 用 金	1,600	—	—	—
合 計	118,165	21,758	10	22

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

注23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、注24まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	973	998	25
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	973	998	25
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	98	△2
	小 計	100	98	△2
合 計		1,073	1,096	23

その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,294	831	463
	債 券	10,981	10,895	85
	国 債	701	699	1
	地 方 債	2,311	2,300	11
	社 債	7,967	7,895	72
	そ の 他	9,876	8,612	1,264
	小 計	22,152	20,339	1,813
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	27,052	27,540	△487
	国 債	434	498	△64
	地 方 債	3,534	3,582	△47
	社 債	23,083	23,459	△376
	そ の 他	6,779	7,010	△231
	小 計	33,831	34,551	△719
合 計		55,984	54,890	1,093

注24. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	287	110	—
債 券	5,910	74	273
国 債	3,497	67	178
地 方 債	2,006	6	—
社 債	405	0	94
そ の 他	84	—	15
合 計	6,282	184	288

注25. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	820	20

注26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,703百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,539百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	582百万円
その他	121
繰延税金資産小計	704
評価性引当額	△704
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	302百万円
前払年金費用	57
繰延税金負債合計	359
繰延税金負債の純額	359百万円

損益計算書

(単位：千円)

	第74期	第75期
	令和4年4月1日 ▼ 令和5年3月31日	令和5年4月1日 ▼ 令和6年3月31日
経常収益	2,032,107	2,049,145
資金運用収益	1,626,241	1,672,225
貸出金利息	777,857	799,963
預け金利息	45,052	73,317
有価証券利息配当金	779,775	777,148
その他の受入利息	23,556	21,795
役務取引等収益	134,397	145,283
受入為替手数料	77,864	81,974
その他の役務収益	56,532	63,308
その他業務収益	42,610	89,063
国債等債券売却益	29,696	74,172
その他の業務収益	12,914	14,890
その他経常収益	228,857	142,573
貸倒引当金戻入益	139,266	—
株式等売却益	19,093	110,076
金銭の信託運用益	61,158	29,529
その他の経常収益	9,338	2,968
経常費用	1,728,455	1,725,827
資金調達費用	24,148	23,453
預金利息	23,868	23,188
給付補填備金繰入額	279	264
役務取引等費用	108,997	119,375
支払為替手数料	19,553	19,823
その他の役務費用	89,444	99,551
その他業務費用	315,926	288,686
国債等債券売却損	185,991	288,656
国債等債券償還損	129,900	—
その他の業務費用	34	30
経費	1,261,360	1,180,368
人件費	822,107	723,502
物件費	401,532	416,191
税金	37,720	40,673
その他経常費用	18,022	113,944
貸倒引当金繰入額	—	93,440
貸出金償却	—	22
株式等売却損	14,168	—
その他資産償却	2,511	2,841
その他の経常費用	1,343	17,639
経常利益	303,652	323,318

(単位：千円)

	第74期	第75期
	令和4年4月1日 ▼ 令和5年3月31日	令和5年4月1日 ▼ 令和6年3月31日
特別利益	50	—
固定資産処分益	50	—
特別損失	17,841	555
固定資産処分損	1,310	0
減損損失	16,531	555
税引前当期純利益	285,861	322,762
法人税、住民税及び事業税	1,237	8,517
法人税等調整額	△79,470	84,528
法人税等合計	△78,232	93,045
当期純利益	364,093	229,716
繰越金（当期首残高）	144,627	144,050
当期末処分剰余金	508,721	373,766

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額229円42銭
- 減損損失
地価の下落及び事業用資産の収益性の低下により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額555千円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
事業用土地	岩手県奥州市内	営業店敷地	土地	555千円

当該資産の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

	第74期	第75期
	令和4年4月1日 ▼ 令和5年3月31日	令和5年4月1日 ▼ 令和6年3月31日
当期末処分剰余金	508,721	373,766
利益準備金限度超過取崩額	369	3,819
剰余金処分額	365,040	214,930
特別積立金	350,000	200,000
普通出資に対する配当金（年3%）	15,040	14,930
繰越金（当期末残高）	144,050	162,655

会計監査

令和6年6月14日開催の第75期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月17日

水沢信用金庫 理事長

及川 和男

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払手段及び時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	84

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。(期中退任者及び期中に理事、監事に就任した者も含む)

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「賞与」12百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中退職者、及び期中に非常勤役員を退任、就任した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	1,602,153	1,648,833
資金運用収益	1,626,241	1,672,225
資金調達費用	24,088	23,391
役務取引等収支	25,399	25,907
役務取引等収益	134,397	145,283
役務取引等費用	108,997	119,375
その他業務収支	△273,315	△199,623
その他業務収益	42,610	89,063
その他業務費用	315,926	288,686
業務粗利益	1,354,237	1,475,117
業務粗利益率	0.90%	0.98%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和4年度 60千円、令和5年度 61千円）を控除して表示しております。

(注) 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	112,565	278,133
実質業務純益	112,565	318,839
コア業務純益	398,761	533,322
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	390,061	523,182

(注) 1. 「業務純益」＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

(注) 2. 「実質業務純益」＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

(注) 3. 「コア業務純益」＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（％）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	149,095	150,113	1,626	1,672	1.09	1.11
うち貸出金	49,105	50,292	777	799	1.58	1.59
うち預け金	46,779	42,942	45	73	0.09	0.17
うち有価証券	51,579	55,594	779	777	1.51	1.39
資金調達勘定	141,771	142,703	24	23	0.01	0.01
うち預金積金	140,848	141,717	24	23	0.01	0.01
うち借入金	1,523	1,600	－	－	－	－

(注) 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（令和4年度 600百万円、令和5年度 614百万円）及び利息（令和4年度 60千円、令和5年度 61千円）をそれぞれ控除して表示しております。

利 鞘

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.09	1.11
資金調達原価率	0.89	0.82
総資金利鞘	0.20	0.29

受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	5	△3	1	△69	117	47
うち貸出金	△4	△17	△21	19	2	22
うち預け金	0	8	8	△3	31	28
うち有価証券	9	5	15	△85	82	△2
支払利息	0	△5	△5	0	△0	△0
うち預金積金	0	△5	△5	0	△0	△0
うち借入金	－	－	－	－	－	－

※残高及び利率の増減要因に重なる部分は、両者の増減割合に応じて按分しております。

利益率

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.20	0.21
総資産当期純利益率	0.24	0.15

(注)

総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金科目別平均残高

(単位：百万円、％)

	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	57,712	40.9	58,608	41.3
定期性預金	82,653	58.6	82,603	58.2
うち固定金利定期預金	77,906	55.3	77,662	54.8
うち変動金利定期預金	65	0.0	58	0.0
その他の他	482	0.3	505	0.3
譲渡性預金	－	－	－	－
合計	140,848	100.0	141,717	100.0

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金の種類別残高

(単位：百万円、％)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期	76,719	99.9	76,732	99.9
変動金利定期	58	0.0	58	0.0
合計	76,777	100.0	76,791	100.0

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、％)

	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	87	0.1	85	0.1
手形貸付	3,768	7.6	3,283	6.5
証書貸付	42,961	87.4	43,753	86.9
当座貸越	2,288	4.6	3,169	6.3
合計	49,105	100.0	50,292	100.0

金利区分別貸出金残高

(単位：百万円、％)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利貸出金	41,646	84.0	43,289	85.8
変動金利貸出金	7,914	15.9	7,114	14.1
合計	49,560	100.0	50,403	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	17,801	35.9	18,086	35.8
運 転 資 金	31,759	64.0	32,317	64.1
合 計	49,560	100.0	50,403	100.0

個人向けローン残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
住 宅 ロ ー ン	8,540	73.9	9,012	73.5
そ の 他 個 人 向 け ロ ー ン	3,008	26.0	3,236	26.4
合 計	11,549	100.0	12,248	100.0

貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	件 数	残 高	構成比	件 数	残 高	構成比
製 造 業	99	2,437	4.9	94	2,491	4.9
農 業、林 業	5	119	0.2	4	104	0.2
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	207	5,764	11.6	198	5,519	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	0.0	3	41	0.0
情 報 通 信 業	5	124	0.2	4	121	0.2
運 輸 業、郵 便 業	20	1,711	3.4	18	1,616	3.2
卸 売 業、小 売 業	160	3,613	7.2	157	3,799	7.5
金 融 業、保 険 業	11	3,729	7.5	14	4,782	9.4
不 動 産 業	71	2,709	5.4	69	2,364	4.6
物 品 賃 貸 業	6	3,283	6.6	7	3,469	6.8
学術研究、専門・技術サービス業	16	151	0.3	15	133	0.2
宿 泊 業	7	1,448	2.9	7	1,399	2.7
飲 食 業	84	453	0.9	79	453	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	54	1,797	3.6	50	1,652	3.2
教 育、学 習 支 援 業	4	157	0.3	4	138	0.2
医 療、福 祉	32	2,043	4.1	31	2,104	4.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	88	1,255	2.5	85	1,270	2.5
小 計	873	30,810	62.1	839	31,465	62.4
国・地方公共団体等	4	6,074	12.2	4	5,651	11.2
個 人	3,406	12,675	25.5	3,366	13,286	26.3
合 計	4,283	49,560	100.0	4,209	50,403	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,845	3.7	3,319	6.5
有 価 証 券	52	0.1	84	0.1
不 動 産	7,321	15.0	6,757	13.4
そ の 他	386	0.7	153	0.3
計	9,605	19.7	10,313	20.4
信用保証協会・信用保険	14,464	29.7	14,368	28.5
保 証	2,562	5.2	2,390	4.7
信 用	21,998	45.2	23,330	46.2
合 計	48,631	100.0	50,403	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—
不 動 産	4	46.0	9	7.9
計	4	46.0	9	7.9
信用保証協会・信用保険	4	48.1	3	3.2
保 証	0	5.7	102	88.8
合 計	8	100.0	115	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
期 首 残 高	174	2,576	2,750	213	2,333	2,547
当期増加額	214	346	560	253	195	449
当期減少額	目 的 使 用	—	63	—	22	22
	そ の 他	174	525	213	143	356
期 末 残 高	214	2,333	2,547	253	2,363	2,617

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却	—	0

預貸率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 貸 率	36.13	36.43
期 中 平 均 預 貸 率	34.86	35.48

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度	国 債		—	706	—	—	—	4,064	—	4,770
	地 方 債		3,418	—	231	—	2,048	605	—	6,304
	社 債		4,235	3,641	3,723	2,728	486	7,452	1,456	23,725
	株 式		—	—	—	—	—	—	840	840
	外 国 証 券		301	2,995	897	485	277	101	2,164	7,223
	そ の 他		—	1,997	299	—	—	—	5,043	7,340
令和5年度	国 債		500	200	—	—	—	434	—	1,136
	地 方 債		—	—	288	—	6,232	298	—	6,820
	社 債		2,102	5,212	9,821	988	5,419	6,137	1,368	31,050
	株 式		—	—	—	—	—	—	1,300	1,300
	外 国 証 券		900	3,334	1,493	295	95	100	2,350	8,569
	そ の 他		471	1,233	301	—	—	—	6,117	8,124

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

		令和4年度 平均残高	令和5年度 平均残高
国 債		5,451	2,867
地 方 債		5,459	6,663
社 債		24,068	30,545
株 式		757	787
外 国 証 券		7,433	8,003
そ の 他 証 券		8,407	6,726
合 計		51,579	55,594

※売買目的及び子会社・関連会社の有価証券は該当ありません。

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	36.60	41.24
期 中 平 均 預 証 率	36.62	39.22

(注)

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,502	1,543	41	973	998	25
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,502	1,543	41	973	998	25
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	99	△ 0	100	98	△ 2
	小 計	100	99	△ 0	100	98	△ 2
	合 計	1,602	1,642	40	1,073	1,096	23

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	834	655	179	1,294	831	463
	債 券	17,738	17,453	284	10,981	10,895	85
	国 債	2,838	2,714	124	701	699	1
	地方債	3,422	3,399	22	2,311	2,300	11
	社 債	11,477	11,339	138	7,967	7,895	72
	その他	7,197	6,251	946	9,876	8,612	1,264
	小 計	25,771	24,360	1,410	22,152	20,339	1,813
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	15,560	16,119	△ 559	27,052	27,540	△487
	国 債	1,932	2,093	△ 160	434	498	△64
	地方債	1,379	1,400	△ 20	3,534	3,582	△47
	社 債	12,248	12,626	△ 377	23,083	23,459	△376
	その他	7,266	7,640	△ 373	6,779	7,010	△231
	小 計	22,826	23,759	△ 932	33,831	34,551	△719
	合 計	48,598	48,119	478	55,984	54,890	1,093

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	6	6

金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

運用目的の金銭の信託	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
	626	26	820	20

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

その他の金銭の信託

該当ありません

自己資本の充実の状況等

自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆様からお預かりしている出資金と毎年の利益から積み立てている内部留保等により構成されています。

なお、自己資本の調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は498百万円となります。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,407	8,618
うち、出資金及び資本剰余金の額	501	498
うち、利益剰余金の額	7,920	8,135
うち、外部流出予定額 (△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	214	255
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	214	255
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,621	8,873
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17	20
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	20
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	51	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	155	207
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有しているほかの金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	224	227
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,397	8,646
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,344	65,633
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,878	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,878	△453
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,376	3,353
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	69,720	68,987
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.04%	12.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	66,343	2,653	65,633	2,625
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	59,238	2,369	56,303	2,252
(i) ソブリン向け	711	28	882	35
(ii) 金融機関向け	9,941	397	8,522	340
(iii) 法人等向け	23,517	940	24,016	960
(iv) 中小企業等・個人向け	6,914	276	7,139	285
(v) 抵当権付住宅ローン	373	14	323	12
(vi) 不動産取得等事業向け	1,283	51	1,169	46
(vii) 3月以上延滞等	104	4	75	3
(viii) 出資等	662	26	838	33
(ix) その他	874	34	789	31
(x) 上記以外	14,853	594	12,545	501
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,984	359	9,784	391
ルックスルー方式	8,984	359	9,784	391
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	1,878	75	453	18
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,376	135	3,353	134
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	69,720	2,788	68,987	2,759

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

(注) 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(注) 4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注) 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(注) 6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター (R&I)
- (株)日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

【用語解説】

「リスク・アセット」

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。

「繰延税金資産」

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。

会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

「リスク・ウェイト」

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	2,671	3,151	2,441	2,494	—	300	—	—	16	16
農 業、林 業	121	105	121	105	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,509	11,591	5,773	5,576	2,702	5,966	—	—	35	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,625	3,652	11	42	3,614	3,610	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,973	2,576	124	121	2,400	2,127	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	4,116	4,597	1,717	1,628	2,305	2,803	—	—	26	21
卸 売 業、小 売 業	9,817	10,361	3,636	3,824	6,025	6,312	—	—	35	24
金 融 業、保 険 業	58,225	57,662	3,731	4,787	8,766	12,150	—	—	—	—
不 動 産 業	5,034	4,881	2,826	2,479	2,008	2,201	—	—	24	54
物 品 賃 貸 業	3,384	4,324	3,284	3,470	100	800	—	—	370	369
学術研究、専門・技術サービス業	353	135	151	134	200	—	—	—	14	13
宿 泊 業	1,449	1,400	1,449	1,400	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	467	463	467	463	—	—	—	—	5	17
生活関連サービス業、娯楽業	1,806	1,861	1,806	1,661	—	200	—	—	4	142
教育、学習支援業	157	138	157	138	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,047	2,108	2,047	2,108	—	—	—	—	—	6
その他のサービス	1,516	1,562	1,516	1,562	—	—	—	—	3	26
国・地方公共団体等	18,333	14,922	6,075	5,652	12,257	9,269	—	—	—	—
個 人	12,275	12,914	12,275	12,914	—	—	—	—	26	19
そ の 他	4,692	4,361	—	—	102	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	141,581	142,772	49,617	50,568	40,482	45,742	—	—	564	713
1 年 以 下	29,323	26,682	6,011	7,377	7,956	3,504	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	33,809	26,989	5,634	5,717	7,366	8,770	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	10,796	18,301	5,816	4,389	4,646	11,662	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	7,686	7,599	4,189	6,287	3,497	1,311	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	11,242	20,333	8,372	8,454	2,869	11,879	—	—	—	—
1 0 年 超	33,225	27,537	19,382	18,126	12,642	7,211	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,498	15,329	210	215	1,503	1,403	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	141,581	142,772	49,617	50,568	40,482	45,742	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

(注) 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

(注) 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 5. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分の合計とは必ずしも一致しません。

(注) 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
期 首 残 高	174	2,576	2,750	213	2,333	2,547
当 期 増 加 額	214	346	560	253	195	449
当 期 減 少 額	目的使用	—	63	—	22	22
	そ の 他	174	525	213	143	356
期 末 残 高	214	2,333	2,547	253	2,363	2,617

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等を含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	17	63	46	0	0	—	0	9	63	54	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,205	1,148	129	5	58	—	128	4	1,148	1,149	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	11	6	—	—	—	0	0	11	10	—	—
卸売業、小売業	325	7	7	6	—	—	4	58	328	276	—	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	21	103	84	—	—	—	1	54	103	49	—	—
物 品 賃 貸 業	739	369	2	—	—	—	372	0	369	368	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4	—	—	—	—	—	4	—	0	—	—	—
宿 泊 業	101	103	2	0	—	—	—	—	103	104	—	—
飲 食 業	2	7	6	8	—	—	1	2	7	14	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	—	—	—	—	—	0	1	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	3	3	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—
その他のサービス	68	116	48	146	—	—	—	3	116	259	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	80	76	10	5	4	—	10	9	76	71	—	—
合 計	2,576	2,333	344	173	62	—	525	143	2,333	2,363	—	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	20,206	100	22,561
10%	1,406	9,882	2,900	7,886
20%	4,165	44,360	11,324	34,969
35%	—	1,083	—	942
50%	15,978	1,673	16,452	2,031
75%	—	6,969	—	11,756
100%	8,076	24,385	7,268	21,325
150%	—	57	—	32
200%	—	—	—	—
250%	2,708	627	2,707	512
1,250%	—	—	—	—
合 計	141,581		142,772	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

(注) 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

(注) 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただしこれはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	令和4年度			令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	334	5,575	—	375	4,967	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏づけとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターに当たるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会、ALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は「余資運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター (R&I) ●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- (株)日本格付研究所 (JCR) ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

投資家の場合

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） | B. 再証券化エクスポージャー |
| 該当ありません | 該当ありません |

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） | B. 再証券化エクスポージャー |
| 該当ありません | 該当ありません |

ハ. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に理事会・常務会・ALM委員会へ報告しています。

また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	898	898	1,356	1,356
非 上 場 株 式 等	551	—	751	—
合 計	1,449	898	2,107	1,356

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	29	110
売 却 損	207	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	186	469

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

【用語解説】

「ストレステスト」

例外的だが蓋然性のある事象（ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,634	12,534
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして算出する方式です。

(注) 2. 「マンドート方式」とは、ファンドの資産運用基準に基づいて組入資産を保守的に想定して算出する方法です。

(注) 3. 「蓋然性方式（250％）」とは、ファンドのリスク・ウェイトが250％以下である蓋然性が高いことを疎明できた場合に、250％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

(注) 4. 「蓋然性方式（400％）」とは、ファンドのリスク・ウェイトが400％以下である蓋然性が高いことを疎明できた場合に、400％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

(注) 5. 「フォールバック方式」とは、1,250％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、事業計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。統合的リスク管理の主管部署であるALM委員会は、配賦資本に対する市場リスク量の状況を検証し、常務会に報告しております。

③ 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクについては月末日を基準として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準として日次で計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

市場リスク量が資本配賦額を超過した場合は、ALM委員会にて協議の上、常務会が削減方法を決定する体制としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートと金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなして、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の根拠	該当事項はありません。
前事業年度末開示からの変動に関する説明	特記事項はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の $\Delta E V E$ は自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

② 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が、配賦資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしています。その他、金利1%上昇した場合の現在価値変動額（BPV）を使用して、金利変動が自己資本比率等に与える影響をモニタリングしています。その結果については、ALM委員会で検証し、常務会に報告しています。（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク	$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	4,307	4,117	258	422
2 下方パラレルシフト	0	0	15	23
3 スティープ化	3,143	2,802		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	4,307	4,117	258	422

	当期末	前期末
8 自己資本の額	8,646	8,397

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

令和6年3月末金融再生法開示債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権（合計4,780百万円）については、不動産等確実な担保や公的保証機関等の保証によって1,989百万円がカバーされており、不足分についても個別貸倒引当金勘定で2,363百万円を引当済みです。

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,501	1,501	567	934	100.0%	100.0%
	令和5年度	1,298	1,298	388	909	100.0%	100.0%
危険債権	令和4年度	3,051	2,766	1,368	1,398	90.7%	83.1%
	令和5年度	3,474	3,046	1,592	1,453	87.6%	77.2%
要管理債権	令和4年度	0	0	0	－	0.9%	0.0%
	令和5年度	8	7	7	－	95.9%	0.0%
	三月以上延滞債権	令和4年度	－	－	－	－	－
		令和5年度	7	7	7	100.0%	0.0%
	貸出条件緩和債権	令和4年度	0	0	－	0.9%	0.0%
		令和5年度	0	0	－	1.4%	0.0%
小 計 (A)	令和4年度	4,553	4,268	1,935	2,333	93.7%	89.1%
	令和5年度	4,780	4,352	1,989	2,363	91.0%	84.6%
正常債権 (B)	令和4年度	45,032					
	令和5年度	45,767					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和4年度	49,586					
	令和5年度	50,547					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 当金庫における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 23
- (2) 理事・監事の氏名及び役職名 23
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 23
- (4) 事務所の名称及び所在地 8

2. 金庫の主要な事業の内容 7

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 25
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を表す指標 25
 - ① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 当期純利益又は当期純損失
 - ④ 出資総額 ⑤ 出資総口数 ⑥ 純資産額
 - ⑦ 総資産額 ⑧ 預金積金残高 ⑨ 貸出金残高
 - ⑩ 有価証券残高 ⑪ 単体自己資本比率
 - ⑫ 出資に対する配当金 ⑬ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
 - ① 主要な業務の状況を示す指標 32～33
 - 業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益・コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）
 - 資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支
 - 資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り
 - 資金運用利回・資金調達原価率・総資金利鞘
 - 受取利息及び支払利息の増減
 - 総資産経常利益率・総資産当期純利益率
 - ② 預金に関する指標 33
 - ③ 貸出金等に関する指標 33～35
 - ④ 有価証券に関する指標 36

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理体制 18
- (2) 法令等遵守の体制 15
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 5～6
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 19～20

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表 26
- 損益計算書 30
- 剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 30
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 45
 - ② 危険債権 45
 - ③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 45
 - ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 45
 - ⑤ 正常債権 45
- (3) 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権 45
- (4) 自己資本の充実の状況等 38
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券 36～37
 - 売買目的有価証券
 - 満期保有目的の債券
 - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
 - その他有価証券
 - 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額
 - ② 金銭の信託 37
 - ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 該当ありません
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 35
- (7) 貸出金償却の額 35
- (8) 会計監査人による監査 30

金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表（金融再生法に基づく開示債権） 45

金融庁告示で定める開示項目

「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示項目

- 1. 自己資本に関する事項 38
- 2. 自己資本の充実度に関する事項 39
- 3. 信用リスクに関する事項 39～41
- 4. 信用リスク削減手法に関する事項 42
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 42

- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 42
- 7. 出資等エクスポージャーに関する事項 43
- 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 43
- 9. オペレーショナル・リスクに関する事項 43
- 10. 金利リスクに関する事項 44

※本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。
したがって、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。



〒023-0806 岩手県奥州市水沢字日高西71番地1
TEL.0197-23-5191
<http://www.mizusawashinkin.co.jp/>

令和6年7月発行